

第5節 愛着と誇りのもてる生活空間づくり

1 河川における自然環境の保全【河川課】

(1) 水生生物の生息に必要な水の流れの確保

市街地等を流れる中小河川では、コンクリートの護岸におおわれ、また、水深も浅いことから、自然環境が損なわれ、水質も悪化している区間があります。このような区間において、自然な川岸や瀬と淵を創出し、良好な河川環境を再生する試みを進めており、福井市の足羽川、底喰川、狐川などでは、低水路*1を設けて、適度な水の流れを確保することにより、川が本来持っている自然浄化機能の回復と生物が生息できるような河川環境の保全を図っています。

(2) 生態系や親水性、景観等に配慮した事業の推進

河川空間は、都市における生物の重要な生息環境であり、また水と緑の貴重なオープンスペースとして地域社会に潤いを与えるとともに、街の景観形成や地域住民の憩いとやすらぎの場として重要な役割を果たしています。

河川改修事業等の実施に当たっては、このような河川の役割と周辺の利用状況に配慮しながら、多種多様な動植物が生息しやすい、自然がそのまま残ったような多自然川づくりを進めています。

また、市町が行う公園整備等と連携しながら水辺に近づける河岸の整備などを進めています。

表2-1-18 河川改修事業等による事例

施 工 河 川	内 容 【事業期間】
一乗谷川 (福井市安波賀町～福井市西新町)	一乗谷朝倉氏遺跡周辺の自然環境を保全し、地域住民の生活と調和した良好な河川環境の創出を図るため、自然石積の護岸・ホタル生息に配慮した緩勾配の低水護岸等を整備しています。【S63～H30】
狐川 (福井市角折町～福井市花堂北)	本来の狐川の自然を復元し、また子どもたちが水辺にふれあえるように、住民と行政等が協力して低水路や河畔林等を整備しています。【H15～H26】
足羽川 (福井市大瀬町～板垣)	表土覆土等による在来植生の早期復元や低水護岸への自然的素材の採用など、水際・水域環境の保全に努めています。また、水域から高水敷*2への連続したエコトーン*3の形成にも配慮しました。【H16～H21】

事業実施状況



整備イメージ図

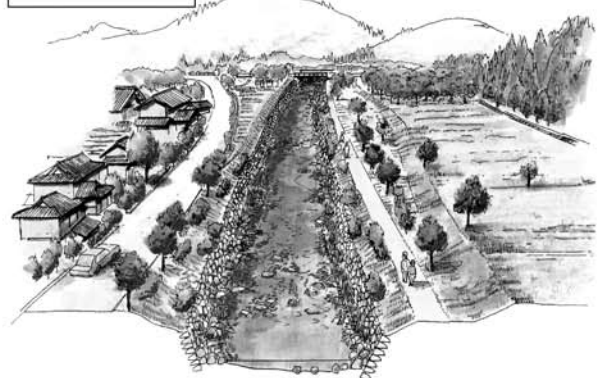


図 2-1-19 一乗谷川の整備

*1 低水路：通常の水量が少ない時に、水深を確保するために設けた水路。

*2 高水敷：常に水が流れる低水路より一段高い部分の敷地。

*3 エコトーン：生態系の推移帯。

2 海岸における砂浜保全と自然環境への配慮【砂防防災課】

海岸は重要な余暇空間として位置付けられるとともに、魚介類をはじめとして野鳥、海藻、海浜植物等の多様な動植物が生息していることから、国土の保全を目的に整備する離岸堤や突堤などの海岸保全施設についても、背後地の環境への影響に配慮し整備しています。

しかし、整備した保全施設が他の地区の海岸に影響を与えることもあり、特に越前海岸北部の各海岸においては、砂浜が侵食される一方で、航路泊地の埋没や、岩礁海岸に砂が堆積して、ウニやサザエの生息に影響を与える問題が発生しております。

そこで、平成23年度から平成24年度にかけ、国・県・市、学識経験者で構成する「鷹巣港から大聖寺川河口の砂浜保全に関する検討委員会」を設置し、海岸における複雑な砂の動きを調査・推察して、しゅんせつと養浜を組み合わせた砂の利活用計画など広域的な砂浜の保全対策や環境保全への配慮について協議しています。

今後、海岸管理者間で定期的に連絡調整会議を開催し、保全対策を実施する際に自然景観や海浜植物、海産物への影響などを協議・調整することで、環境保全に取り組んでいきます。



砂の利活用
(養浜材)



堆積砂の浚渫（福井港）



砂浜侵食（福井市浜住海岸）

3 漁港・港湾施設における環境配慮【水産課・港湾空港課】

漁港・港湾施設の整備に当たっては、施設の機能向上に加え、施設が地域住民にとって生活空間の一部であることから、レクリエーションなどで施設を訪れる人たちにとって快適な空間になるように、景観や親水性に配慮した整備を行っています。

おおい町にある和田港尾内地区「うみんぴあ大飯」では、平成6年から整備を進めてきた芝生広場を中心とする和田港成海緑地が完成し、産業まつり『うみんぴあフェスタ』や無形民俗文化財に指定されている『大火勢』をモチーフとした『スーパー大火勢』が開催されています。

また、小浜市の小浜漁港海岸では、背後地の防護および海岸の快適な利用を目的とした親水護岸や広場、駐車場などの施設が完成し、花火大会などのイベント時にも活用されています。



港湾緑地（和田港成海緑地）



広場、駐車場（小浜漁港海岸）

4 自然環境に配慮した土石流対策【砂防防災課】

自然環境に配慮するため、砂防事業設計指針を改訂し、透過型砂防堰堤の積極的な採用、溪流における底張りの原則廃止、魚道設計の追加を行いました。このうち魚道は、県が開発した単純プール型岩組式を標準とし、平成23年度は白屋川（若狭町）他5溪流において施工しました。

また、近年は土砂災害に加え、流木による被害も発生しており、流木の発生源である山林管理を行うため里山砂防を推進しています。平成23年度は国中川（越前市）で、森林地権者と森林組合との3者協定を締結し、作業用道路を整備しました。



(整備前)

(整備後)

魚道の整備 白屋川（若狭町）

5 自然環境に配慮したがけ崩れ対策【砂防防災課】

昭和40年代から急傾斜地崩壊対策事業を積極的に推進してきましたが、その多くは、危険斜面の崩壊を防止し、安全性を向上させることに主眼を置いていました。

しかし、近年、潤いのある緑豊かな空間を形成することが求められており、危険斜面の整備に当たっても安全の確保に加え、景観の保全や斜面空間の利活用に配慮した事業を進めています。

平成23年度は、寺谷地区（若狭町）において壁面緑化擁壁を施工しました。



壁面緑化擁壁（寺谷地区）

6 採石場、土採取場跡地の緑化【地域産業・技術振興課、砂防防災課】

砕石および石材は、道路の路盤材あるいはコンクリートに混入する骨材等として用いられており、社会資本の整備に必要不可欠な資源です。しかし、その原料である岩石の採取に当たっては、大規模な森林開発を要する場合が多く、森林保全との調整が重要です。

県内では、平成24年12月現在、22か所の露天掘の岩石採取場が稼働中であり、主に山腹の森林を伐採し、表土を除去後、地下の岩石を採取する形態となっています。

それぞれの事業者は、採石法に基づいて岩石採取計画を知事に提出し、認可を受けて操業しているほか、県条例によって一定面積以上の場合には環境影響評価の実施が義務付けられています。

採取に当たっては、計画に従って岩石の採取が最終岩壁に達した部分から順次種子吹付け、植栽等を実施

して、採掘終了後の緑化を図るよう指導しています。

また、県土採取規制条例に基づき、土の採取に伴い災害が発生するおそれのある区域を土採取規制区域（県内24区域）として指定しています。規制区域内において土の採取を行おうとする者は、知事の認可を受けなければなりません。

また、土の採取に伴う災害防止や県民の生活環境の保全のために適切な措置がとられること、採取跡地の整備を適切に行うことが義務付けられています。なお、樹木のうち景観上重要と思われるものについては、その全部または一部の保存を極力図ること、採取跡地については植草、植樹や種子吹付け等により緑化を図るよう指導しています。さらに、採石、土採取が適正に行われるよう、県では巡回パトロール等を通じて、事業者等に対し指導・監督を行っています。

7 自然環境、景観に配慮した道路整備【道路建設課】

国・地方を通じた厳しい財政状況、少子高齢化、地方分権や環境問題など、道路行政を取り巻く経済社会情勢の変化に的確に対応するため、「道路の将来ビジョン」に基づき道路整備を進めています。

「道路の将来ビジョン」の中では、環境問題に関する道路行政の課題として渋滞の解消や自動車交通量の抑制などを取り上げており、また、道路施策の基本目標として「公共交通機関との連携・支援」および「環境との調和」を掲げています。

「公共交通機関との連携・支援」においては、二

酸化炭素や窒素酸化物などの排出量を減らし、燃料消費の少ない低炭素社会につながる公共交通機関の利用を促進するとともに、交通の円滑化を図るため、交通結節点の改善や付近のアクセス道路の整備を進めます。

「環境との調和」においては、福井県の有する豊かな自然環境や生態系との共生・調和を図るとともに、「福井県橋りょう景観ガイドライン」を策定し、沿道環境および景観の保全に配慮した道路整備を進めます。

表2-1-19 「道路の将来ビジョン」概要

基本目標	重点施策
公共交通機関との連携・支援	○パークアンドライドの支援 ○バス路線における渋滞ポイントの解消 ○駅へのアクセス道路の整備
環境との調和	○バイパス道路の整備による渋滞の解消と走行速度の向上や交通需要マネジメント（TDM）*1などによる交通量の抑制 ○遮音壁や低騒音舗装などの道路騒音対策、街路樹植栽などによる道路緑化 ○循環型社会をめざし、建設副産物の発生の抑制、建設資源のリサイクルを推進 ○動植物の生息・生育空間に配慮し、生態系全般との調和を図るため道路法面の緑化、エコロード*2などの道路整備を推進

8 環境に配慮した林道の整備【森づくり課】

林道の整備に当たっては、自然環境の保全に十分対応し、住民に理解される効果的な整備を図る観点から、路線全体計画調査において自然環境調査を行い、ルートを選定や林道の設計、施工上の留意点を明らかにした上で、工事を進めています。また、①周辺環境との調和を図るための間伐材等の木製構造物の活用、②工事等で発生した木の根、梢端部分などのチップ化、法面保護工の緑化材料への混入による木質資源の循環利用など、自然に優しい林道整備に取り組んでいます。



間伐材丸太伏工

9 景観づくり【文化振興課、都市計画課】

平成17年6月に全面施行された景観法では、景観行政団体*3が景観計画を策定することにより建築物等のデザインや色彩を制限する等、強制力を伴う規制が可能となっています。

県では、良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係する課題であること、地域の特徴に応じたきめ細やかな規制誘導方策が有効であることから、市町が中心的な役割を担うことが

*1 交通需要マネジメント（TDM）：自動車利用者の交通行動の変更（パーク・アンド・ライド等）により公共交通の利用を促すなど、都市または地域レベルで交通需要を調整・抑制し、道路交通における混雑を緩和する手法のことです。

*2 エコロード：エコロジーとロードを組み合わせた和製英語であり、豊かな自然環境を保全するため、生態系にきめ細かく配慮した道路のことです。例として中部縦貫自動車道路（永平寺大野道路）や国道162号（阿納尻～田島バイパス）があります。

*3 景観行政団体：景観法に基づき、県と協議して景観行政事務を実施する市町を景観行政団体といい、それ以外については県が景観行政団体となる。

望ましいと考えており、平成24年11月末時点において、11市町（小浜市、大野市、勝山市、福井市、永平寺町、池田町、越前市、坂井市、鯖江市、敦賀市、あわら市）について景観行政団体となることに同意しています。また、大野市、小浜市、福井市、永平寺町、坂井市、越前市、勝山市、あわら市が景観計画を策定しています。今後、市町の景観計画策定など景観法の活用を推進していきます。

景観に与える影響が大きい屋外広告物については、福井県屋外広告物条例により適切に規制・誘導を図っています。平成18年4月からは、屋外広告業者に関し、登録制を導入しています。

また、平成22年1月には、屋外広告物の許可基

準等を見直し、規制を強化した改正条例を施行したほか、大野市では、その地域特性に応じさらにきめ細やかな基準等を定めた独自の屋外広告物条例を施行しています。

また、自治会、企業、ボランティア団体等と協同して、人通りの多い沿道において花の植栽や歩道の清掃活動等を行うことにより、美しい道路の景観づくりを行います。

今後とも、県民および市町と連携しながら、これらの取組みを行うとともに、魅力ある公共施設の整備、歴史的建造物・伝統的民家の保存等に取り組むなど、県民が誇りと愛着を持つことができる景観づくりを推進していきます。

10 公共施設の緑化推進【建築住宅課】

「公共建築物計画の基本方針」において、公共施設の整備に際しては、敷地の周囲には植栽帯を設けるとともに、雪対策もかねて敷地境界線から建物まで、7m以上を確保するよう定めています。

県立病院関連施設においては、地上部分に植栽帯を設けるだけでなく、憩いの場として利用できるよ

うに屋上に緑地を施工しました。

今後とも、施設の計画に当たっては、周囲に植栽のためのオープンスペースを確保し、公共施設等の緑化推進を図っていきます。

11 産業団地の環境施設整備に対する補助【企業誘致課】

県では、企業立地の促進および地域社会と産業団地の調和を図り、地域振興に資することを目的として、産業団地整備事業を実施しています。

この事業では、産業団地を生産施設だけでなく、

自らも快適な環境を創出する場とするために、公園・緑地等の環境施設の整備も補助対象としており、市町または市町土地開発公社が行う整備に対し、対象経費の3分の2以内で補助を行っています。

12 歴史的文化的環境の保全【生涯学習・文化財課】

県内には、生活に豊かさや潤いを与えてくれる環境として、明通寺本堂・三重塔（国宝）、一乗谷朝倉氏遺跡（特別史跡）などの歴史的遺産や文化的環境が数多くあります。

国や県では、文化財保護法や文化財保護条例等に基づき、こうした歴史的遺産等を文化財として指定し、また現状変更を伴う開発行為に対する規制等を通じてその保存と活用を図るとともに、歴史的・文化的環境の保全に努めています。

今後とも、市町や文化財の所有者と連携を密にし、文化財保護および歴史的・文化的環境の保全を着実に推進します。

（1）文化財の指定等の現況

①指定の現況

平成23年度では、県指定で美術工芸品7件が指定されました（表2-1-20）。

②保存・活用への支援

文化財に指定された建造物等の修理や民俗芸能の公開および後継者育成等に対する助成を通じて、歴史的文化的環境の保全と活用に努めています（平成24年度助成15件）。

③現状変更等に対する規制

史跡、名勝および天然記念物の現状変更を伴う開発行為に対する規制を通じて、景観の保全等を行っています（平成23年度許可86件）。

（2）重要伝統的建造物群保存地区の整備

宿場町としての町並みが残る若狭町熊川宿および近世城下町の歴史的風致を良く伝える小浜市小浜西組の民家等の修理に対する助成を通じて、伝統的建造物群の保存整備を図っています（平成23年度助成10件）。

（3）登録文化財の登録推進

築後50年を経過している建物や橋等の登録有形文化財（建造物）や登録有形民俗文化財等、登録文化財の登録を推進し、文化的景観の保全に努めています（平成24年3月末現在113件登録）。

（4）歴史の道の調査・活用

歴史的な道やその周辺の歴史的遺産の調査結果に基づき、整備計画を作成し、歴史の道の保存・活用を図ることにしています。

（5）歴史的建造物の保存・活用【文化振興課】

文化財に指定されていない建造物の中にも、地域の歴史、生活史を表現し、または地域の景観を形成している貴重な歴史的建造物が数多く存在します。

これらの歴史的建造物を活用した市町の地域づくりを支援し、歴史的建造物を保存・継承する取組みの拡大を図っていきます。

平成18年度から市町と連携し「福井の歴史的建造物保存促進事業」を実施し、歴史的建造物の外観の改修等に対して補助を行っており、平成23年度は、鯖江市本町の「酒井家住宅」の外観の改修など2件に支援を行いました。

また、県内の歴史的建造物のデータベースを作成し、ホームページで公開するなど、情報提供に努めています。



酒井家住宅

表2-1-20 指定文化財件数（平成24年3月末現在）

種 別		国 指 定	県指定	種 類
有形文化財	建 造 物	26（うち国宝2）	27	
	美術工芸品	76（うち国宝4）	182	絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料
無 形 文 化 財		1	4	芸能、工芸技術
民俗文化財	有形民俗文化財	—	9	無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋等
	無形民俗文化財	5	60	衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術
記 念 物	史 跡	24（うち特別史跡1）	29	貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等の遺跡
	名 勝	13（うち特別名勝1）	4	庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地
	天然記念物	21（うち特別天然記念物4）	32	動物、植物および地質鉱物